

取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

1. 取締役会評価の実施目的および実施要領

- (1) 当行では「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第 22 条（取締役会の評価）に基づき、取締役会が、各役員による取締役会の有効性等についての自己評価等をもとに、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することとしております。
- (2) 2022 年度においては、以下の要領で実施し、取締役会にて審議いたしました。

対象者	2023 年 3 月末時点での全取締役（計 11 名）
実施方法	対象者に対してアンケートを実施（択一方式および記述方式の併用）
質問内容	以下の 4 つの大項目毎に個別設問を設定（設問数 計 10） ・取締役会の構成 ・取締役会の運営 ・取締役会の役割、責務 ・取締役会を支える体制 大項目毎に総合評価および記述式の設問を設定
結果集計	アンケート結果は事務局（総合企画部）にて集計
評価方法	アンケート結果を集計・分析のうえ、取締役会にて評価決定および課題確認

2. 今回の分析・評価結果の概要について

(1) 取締役会の構成

取締役会の構成人数や社外取締役の割合、構成員の多様性やその知識・経験・スキルのレベル等は概ね適切であると評価しております。

一方、経営環境の激変と一層複雑化する経営課題の対応には、更なるコーポレートガバナンスの高度化が不可欠であり、引続き、当行の取締役会として必要なスキルセットや多様性に係る議論や取組みを進めるとともに、取組方針や実施状況について適切な開示に努めてまいります。

(2) 取締役会の運営

当行では、原則として毎月 2 回取締役会を開催しておりますが、同開催頻度や開催状況等、その運営は適切になされていると評価しております。

今後も取締役会の監督機能の強化を図るべく、議案内容の見直しや資料改善を継続的に進めていく方針です。

(3) 取締役会の役割・責務

取締役会における審議事項や審議状況等、その役割・責務は適切に果たされていると評価しております。

一方、足元では、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応が求められており、同対応に係る議論に着手したところです。持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、引続き議論の充実を図るとともに、より高度なガバナンス体制構築のための監督機能の強化に取り組んでまいります。

(4) 取締役会を支える体制

取締役による情報入手機会の確保や内部監査部門との連携、個々の取締役に適合したトレーニング機会の提供等、取締役会を支える体制は適切に整備されていると評価しております。

今後、独立社外取締役の更なる機能発揮に向けては、取締役会議案の事前説明や様々な情報提供機会の創出、各種専門委員会への参加要請等を継続的に取り組んでまいります。

以上